

歳出科目の例示

- ・歳出科目の例示と、その考え方について以下に示すので、予算書を作成する際に参考にすること。
- ・補助対象となっている歳出科目についても、その歳出科目の効果や必要性等を個別事業毎に判断し、補助対象としない場合もある。
- ・例示にない歳出科目をどこに分類するか迷う場合は、各地方振興局の担当者に相談すること。

節	細節	歳出科目の例示	備考
報酬	-	各種委員会の委員報酬、非常勤職員報酬	・補助対象外(実施主体構成員の人件費であるため)
給料	-	事業主体職員の給料	
職員手当等	-	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、退職手当、児童手当等	
共済費	-	報酬、給料及び賃金にかかる社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等)	
災害補償費	-	療養補償、休業補償、遺族補償、葬祭補償等	
恩給及び退職年金	-	恩給及び退職年金	
賃金	-	アルバイト代(イベント時に事業主体の構成員だけでは人員が不足するため、臨時的に雇用する場合等)	
報償費	-	講演会、研究会等の講師に対する謝礼金等	・補助対象 ・原則として、県の予算基準に準じる。
旅費	-	宿泊費、電車・飛行機・船舶等の運賃等	・補助対象 ・原則として、県の予算基準に準じる。
交際費	贈呈経費	香典、花輪、見舞い、祝儀、土産、賛助(協賛)等	・補助対象外
	催事等に要する経費	行事、式典等に出席する場合の儀礼上必要とされる会費等	・補助対象外
	懇談会に要する経費	接遇、儀礼・交際等のための懇談会等の開催に要する経費	・補助対象外
需用費	消耗品費	事務用品、収入印紙、収入証紙、図書、記念品、被服、小規模の小看板等	・補助対象 ・短期間の使用又は一回の使用で、その性質又は形状を失い、使用に耐えなくなるものの取得に要する経費(取得価格は10万円未満) ・物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費は補助対象外
	燃料費	石炭、木炭、灯油、プロパンガス、ガソリン、重油、軽油等	・補助対象
	食糧費	弁当、お茶、コーヒー等	・補助対象外。ただし、イベント等の当日の講師、スタッフ分の飲食代(昼食代・茶菓代等)は補助対象。 ・過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠においては、実施主体の打合せ会議等の茶菓代を補助対象とすることができる(一般枠は不可)。 ・酒代は補助対象外
	印刷製本費	文書・図面・パンフレット等の印刷代、写真の現像・焼付・引伸代、帳簿・書類・雑誌等の製本代、コピー代等	・補助対象 ・販売することを目的としたパンフレット、雑誌等の印刷経費については補助対象外
	光熱水費	電気料金、ガス料金、上下水道使用料金等(ガスメータ・量水器等の計器使用料を含む)	・補助対象 ・各種団体及び施設に係る運営費については補助対象外
	修繕料	備品等の一部の修繕・補修又は建物等の小規模な修繕等現状復旧を目的とする修繕の経費(家屋・構築物等の小修理、自動車等の修理・定期点検整備(点検料のみの場合は役務費)、窓ガラスの入替え、畳の表替え、庁舎・体育館等の壁・屋根等の塗装(全面塗装を含む)、給排水施設の補修、道路等の小修理)	・補助対象 ・10万円以上の修繕にあつては、2者以上から見積書を徴すること。

節	細節	歳出科目の例示	備考
役務費	通信運搬費	・郵便料(切手、ハガキ、郵便小包、効能郵便料) ・送料 ・電信電話料(電報料、電話料、電話加入権登録料、電話架設料、通信回線使用料、パソコン通信使用料等) ・運搬料(事務用・業務用物品の荷造費運賃(これに付随する人夫賃、荷造料を含む。))	・補助対象 ・各種団体及び施設に係る運営費(事業とは関係のない郵便料、電信電話料等)については補助対象外 ・(特に郵便料、電信電話料について)補助対象の部分と補助対象外部分を明確に区別できるようにすること。客観的に説明できない場合は、事業に関係する部分であっても補助対象とはならない。
	保管料	・倉庫の倉敷料(これに伴う保険料を含む) ・物品の保管料(保管場所の提供のみの契約に係るものは、使用料及び賃借料)	・補助対象
	広告料	新聞・テレビ・ラジオ・立看板による広告、航空機・アドバルン等による広告等	・補助対象 ・営利目的の広告については補助対象外
	手数料	試験・検査・鑑定手数料、送金手数料、各種証明手数料、自動車点検手数料、クリーニング代、収入印紙(許可申請等に添付するもの)等	・補助対象
	筆耕翻訳料	・筆耕料、謄写料、図面トレース料、タイプ料、ワープロによる情報入力料 ・翻訳料、速記料、通訳料	・補助対象
	火災保険料	建物保険料、運送保険料、災害保険料	・補助対象 ・各種団体及び施設に係る運営費(既存施設の建物保険料等)については補助対象外
	自動車損害保険料	自動車損害保険料	・補助対象
委託料	-	各種研究調査委託、登記事務委託、各種講習会委託等	・補助対象 ・特別な理由がない限り、2者以上から見積書を徴すること。 ・事業の主要部分を他に委託する事業は、本事業の対象としない。
使用料及び賃借料	-	・土地、家屋、会場、会議室の借上料 ・機械、器具、貸植木等の借上料 ・バス、タクシーの借上料 ・テレビ受信料 ・入場料、拝観料 ・高速道路通行料、有料道路通行料	・補助対象 ・各種団体及び施設に係る運営費(事業主体の事務所借上料等)については補助対象外 ・タクシーの使用にあたっては、利用の目的、区間及び距離を予め明確にしておくこと。
工事請負費	-	土木一式、建築一式、大工、左官、とび、土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、建具等	・補助対象 ・2者以上から見積書を徴すること。 ・完成した工事目的物は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、本事業の対象としない。
原材料費	工所用原材料費	セメント、砂利、鋼材、木材等の直営工所用原材料購入費	・補助対象
	加工用原材料費	木工場における厚木、染物工場における綿糸布等の製造・加工用の原材料購入	・補助対象
備品購入費	-	・耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上の物品	・補助対象 ・備品購入費が中心となった事業は、本事業の対象としない。 ・購入した備品は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、本事業の対象としない。
負担金、補助及び交付金	負担金	講習会の受講料、会議・研修等参加負担金	・補助対象
	補助金	各種団体等に対する補助金	・補助対象外
	交付金	各種団体等に対する交付金	・補助対象外
貸付金	-	各種団体等に対する貸付金	・補助対象外